

せとうちくれワーケーション・サテライトオフィス誘致業務 仕様書

1 業務内容

(1) 市外企業招へい事業

ア 呉市の特性分析・ターゲット企業の選定

ターゲットとする企業を明確にするため、呉市の強みなどの特性を分析するとともに、その特性を踏まえた上でターゲットとする業種・企業を選定する。

イ アンケート・ヒアリングの実施

上記アで選定した企業に対し、呉市へのサテライトオフィス立地に係る意向調査を行い、そのうち立地につながる可能性のある15社程度に、進出希望地域・時期、呉市に求める支援体制、ビジネスマッチングしたい業種・呉市の企業などの条件を、呉市とともに追加でヒアリングを行う。

ウ プレゼンテーション資料等の作成

上記イのヒアリング等を実施するためのプレゼンテーション用の資料を作成する。

エ 視察ツアーの実施[※]

上記イでヒアリングを行った企業のうち、5社程度の進出につながりそうな企業について、企業の意向を勘案した視察ツアーの行程を作成し、企業の新規事業所の設置等に係る担当者を招へいするツアーを実施する。

【ツアーで呉市が求めるメニュー例】

- ・サテライトオフィス立地につながりそうな空き店舗等遊休不動産の紹介
- ・ビジネスマッチングにつながりそうな市内企業の紹介
- ・呉市に居住したときのイメージができるようなまちの紹介
- ・梶ヶ浜コワーキングスペースの紹介
- ・呉市の魅力が伝わる宿泊場所の設定
- ・まちづくりに関わる人材との交流

※ 委託料は、視察ツアーに参加する企業担当者の交通費・宿泊費等の経費を含む。

(2) 招へい企業フォローアップ

今後の誘致につなげるため、(1)で招へいした企業についてアンケートなどの後追い調査を行うとともに、立地に向けた課題など、その調査結果の分析を行う。

(3) その他

受託者の提案に基づき、サテライトオフィス誘致につなげるための事業を実施する。

2 成果品の作成

本業務における成果品は次のとおりとする。

- (1) 面談用プレゼン資料：10部
- (2) 業務報告書：10部
- (3) 上記成果品の電子データ：1式
- (4) その他本業務に付随する資料で本市が求めるもの

3 その他

- (1) 受託者は、業務の円滑な進行を図るため、呉市と緊密に連携し、誠意をもって本業務を遂行すること。
- (2) 打ち合わせの協議記録等は、協議後、呉市に確認の上、受託者が速やかに作成すること。
- (3) 本業務の成果品における著作権を始めとする一切の権利は呉市に帰属する。
- (4) 本業務において使用するデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については受託者において使用許可を得ること。これを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負う。
- (5) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日呉市条例第30号）を遵守すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし事前に書面に呉市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、呉市と受託者とが協議して定める。